

一人で悩まず 消費者相談へ



市では、専門の相談員が消費生活にかかわる相談をお受けする「消費者相談」を行っています。

訪問販売や電話勧誘などで高額な契約や、うますぎる話にはご用心。本当に必要な商品・サービスなのか、納得できる契約内容かどうかよく考えた上で、契約は慎重に行いましょう。必要のないものはきっぱりと断る勇気が必要です。

ご存知ですか クーリング・オフ制度



クーリング・オフとは、訪問販売などで断り切れずに契約したり、頭を冷やして考えた結果、必要ないものを契約してしまった等の消費者は一定条件のもとで、一方的に無条件解除ができます(クーリング・オフできるのは、指定された商品・サービス・権利に限ります)。

①一定期間内(販売方法により8~20日間)に書面で通知。
②コピーをとって配達記録郵便か簡易書留で出します。クレジット契約の場合、クレジット会社にも通知します。

販売店へのはがきの書き方例

平成〇年〇月〇日、貴社販売員〇〇氏と〇〇の購入契約をしましたが、解除します。 ①私が支払った〇〇円を、至急返金してください。 ②なお、商品は早急に引き取ってください。 平成〇〇年〇月〇日 福生市本町5 福生太郎	〇〇市〇〇町〇〇番地 (株)〇〇代表取締役殿
---	---------------------------

販売店へのはがきの書き方

期間を過ぎても解約できる場合もありますので、消費者相談室にご相談ください。
問合せ地域振興課産業振興係

※①代金の一部、または全額を払った場合②商品を受け取った場合に書きます。
期間を過ぎても解約できる場合もありますので、消費者相談室にご相談ください。
問合せ地域振興課産業振興係

問合せ地域振興課産業振興係

こんな手口に御用心

まったく知らない相手から、身に覚えのない利用料の請求を受けたという相談が急増しています。請求の方法は電報、電話、電子メール等さまざまな手段が使われています。

請求の内容は、アダルトサイトの利用料やサラ金の返済などです。
相手は不安につけ込み、支払をさせるのが目的です。身に覚えがない請求なら、絶対に相手に連絡をとりせず、放置しましょう。困ったことがありましたら、消費者相談室にご相談ください。

問合せ地域振興課産業振興係

問合せ地域振興課産業振興係

問合せ地域振興課産業振興係

ごみ・資源分別Q&A



燃やせないごみの中には、まだまだペットボトル、缶、食品トレイなどの資源や有害ごみ(蛍光管、乾電池、水銀体温計)が分別されずに指定袋に入っていることがあります。

燃やせないごみの日に黄色指定袋に入れて出してください。割れたガラスなどは大変危険です、割れ物注意などと表示をして出してください。
マヨネーズ、ケチャップ、カップラーメンなどの容器はどのようにして出すのですか?

問合せ環境課清掃係

問合せ環境課清掃係

問合せ環境課清掃係

年末年始ごみ・尿収集日程

収集種類	年 末	年 始	申込み
戸別収集	12月30日(木)まで	1月5日(月)から	環境課清掃係 ☎551・1511(代表) リサイクルセンター ☎552・1621 または☎551・9150
拠点回収	12月26日(金)まで		
し尿	12月26日(金)まで 受付は19日(金)まで		
粗大ごみ	12月26日(金)まで 受付は24日(木)まで		

リサイクルセンターからのお知らせ

年内の申込みはお早めに!

これから年末に向かい、大掃除などによって出た粗大ごみの回収申込みが集中します。ご希望の日に回収できない場合も生じますのでご了承ください。年内回収分の粗大ごみの「申込受付」は、12月24日(木)までです。

また、受付の内容変更等の電話が大変多くなっています。電話が掛かりにくくなりますので、回収物をよく取りまとめたくて、お申し込みください。

粗大ごみの「年内回収」は、12月26日(金)までです。

申込みリサイクルセンター ☎552・1621 または ☎551・9150



先日、リサイクルセンター内で火災が発生しました。家庭から出された不燃ごみの中に、中身の残った家庭用カセットボンベが引火したものが原因でした。大事に至らず初期消火により、負傷者もなく、不燃物処理施設への大きな損傷を与え、ことなく消火いたしました。

※火災などが発生しますと、市内から出されるごみの処理が一切できなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

問合せ環境課清掃係

スプレー缶は中身をすべて使い切って、缶・金属の日に出してください!

これから、寒くなりますとご家庭の食卓には鍋料理でカセットボンベを使われる機会が多くなりますが、カセットボンベは必ず中身を使い切ってください、缶・金属の日にかごまたは容器に入れて出してください。

収集運搬する者や処理施設内で働く者が安全に作業するために、一人ひとりのごみ・資源の分別の徹底が不可欠です。

市役所は10月から毎週土曜日を閉庁しています 毎週水曜日は午後9時まで閉庁時間を延長しています